

令和元年第1回基山町議会（臨時会）会議録（第2日）						
招集年月日	令和元年5月8日					
招集の場所	基山町議会議場					
開閉会日時	開会	令和元年5月10日	9時30分	議長	品川義則	
及び宣告	閉会	令和元年5月10日	11時42分	議長	品川義則	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席13名 欠席0名	議席 番号	氏 名	出席等 の 別	議席 番号	氏 名	出席等 の 別
	1番	中村 絵理	出	8番	河野 保久	出
	2番	天本 勉	出	9番	重松 一徳	出
	3番	松石 健児	出	10番	鳥飼 勝美	出
	4番	大久保 由美子	出	11番	大山 勝代	出
	5番	末次 明	出	12番	松石 信男	出
	6番	栗野 久明	出	13番	品川 義則	出
	7番	久保山 義明	出			
会議録署名議員		1番	中村 絵理	2番	天本 勉	
職務のため議場に出席した者の職氏名		(事務局長) 藤田 和彦		(係長) 長野 周次		(書記) 川添 紫
地方自治法 第121条 第1項に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町 長	松田 一也	産業振興課長	寺崎 一生		
	副町長	酒井 英良	まちづくり課長	井上 信治		
	教 育 長	大串 和人	定住促進課長	亀山 博史		
	総務企画課長	熊本 弘樹	建設課長	古賀 浩		
	財 政 課 長	平野 裕志	会計管理者	酒井 智明		
	税 務 課 長	寺崎 博文	教育学習課長	井上 克哉		
	住 民 課 長	毛利 博司	こども課保育園長	高木 久幸		
	健康増進課長	中牟田 文明	産業振興課参事	山本 賢子		
	福 祉 課 長	吉田 茂喜	まちづくり課図書館長	城本 直子		
こども課長	今泉 雅己					
議 事 日 程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

会議に付した事件

- | | |
|-------|---|
| 日程第1 | 議席の指定 |
| 日程第2 | 常任委員の選任 |
| 日程第3 | 常任委員の辞任 |
| 日程第4 | 議会運営委員の選任 |
| 日程第5 | 一部事務組合議会議員の選挙 |
| 日程第6 | 同意第3号 基山町監査委員の選任につき同意を求めることについて |
| 日程第7 | 議案第16号 基山町税条例の一部改正について |
| 日程第8 | 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（基山町税条例等の一部を改正する条例） |
| 日程第9 | 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（基山町国民健康保険条例の一部を改正する条例） |
| 日程第10 | 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度基山町一般会計補正予算（第9号）） |

～午前 9 時30分 開議～

○議長（品川義則君）

ただいまの出席議員数は12名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。
去る 9 日から休会中の本会議を開議します。

日程第 1 議席の指定

○議長（品川義則君）

日程第 1. 議席の指定を議題とします。

議席は、会議規則第 3 条第 1 項の規定によって、ただいま着席のとおり指定をいたします。

日程第 2 常任委員の選任

○議長（品川義則君）

日程第 2. 常任委員の選任を議題とします。

常任委員会は、委員会条例第 2 条によりまして、委員定数は総務文教常任委員会委員が 7 名、厚生産業常任委員会委員が 6 名、広報広聴常任委員会委員が 6 名となっています。

お諮りします。常任委員の選任については、委員会条例第 5 条第 1 項の規定によって、天本勉議員、松石健児議員、大久保由美子議員、栗野久明議員、河野保久議員、大山勝代議員、品川義則議員、以上 7 名を総務文教常任委員に、次に、中村絵理議員、末次明議員、久保山義明議員、重松一徳議員、鳥飼勝美議員、松石信男議員、以上 6 名を厚生産業常任委員に、次に、中村絵理議員、天本勉議員、松石健児議員、末次明議員、重松一徳議員、大山勝代議員、以上 6 名を広報広聴常任委員会委員にそれぞれ指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました諸君をそれぞれの常任委員に選任することに決定しました。

正副委員長については、委員による互選をいただき、後ほど報告をいたします。

ここで暫時休憩いたします。

～午前 9 時32分 休憩～

～午前 9 時42分 再開～

○議長（品川義則君）

休憩中の会議を再開します。

ここで議長職を副議長と交代いたします。

〔議長、副議長と交代〕

日程第3 常任委員の辞任

○副議長（久保山義明君）

それでは、日程第3．常任委員の辞任を議題とします。

ただいま総務文教常任委員に選任されました品川義則議長から、常任委員の辞任願が提出されました。この場合、地方自治法第117条の規定によって、議長は除斥の対象となりますので、議長の退場を求めます。

〔議長退場〕

○副議長（久保山義明君）

議長はその職責上、どの委員会にも出席する権限を有しているほか、可否同数の際における採決権など議長固有の権限を考慮するとき、一個の委員会に委員として所属することは適当ではありませんし、また、行政実例でも議長については辞任を認めているところであります。よって、総務文教常任委員を辞任したいとの申し出であります。

ここでお諮りします。辞任について許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（久保山義明君）

異議なしと認めます。よって、議長の総務文教常任委員の辞任を許可することに決しました。

ここで議長の入場を許可します。

〔議長入場〕

○副議長（久保山義明君）

それでは、議長と交代します。

〔副議長、議長と交代〕

日程第4 議会運営委員の選任

○議長（品川義則君）

日程第4．議会運営委員の選任を行います。

お諮りします。議会運営委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定により、

末次明議員、栗野久明議員、河野保久議員、重松一徳議員、鳥飼勝美議員、大山勝代議員、以上6名を議会運営委員に指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました諸君を議会運営委員に選任することに決定いたしました。

正副委員長については、委員による互選をいただき、後ほど報告をいたします。

ここで10時まで休憩いたします。

～午前9時46分 休憩～

～午前10時 再開～

○議長（品川義則君）

休憩中の会議を再開いたします。

ここで諸般の報告をします。

各委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元に参りましたので、報告をいたします。

総務文教常任委員会委員長に栗野久明議員、副委員長に大久保由美子議員。

厚生産業常任委員会委員長に末次明議員、副委員長に松石信男議員。

広報広聴常任委員会委員長に松石健児議員、副委員長に大山勝代議員。

議会運営委員会委員長に河野保久議員、副委員長に重松一徳議員。

以上のとおり、互選された旨の報告がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第5 一部事務組合議会議員の選挙

○議長（品川義則君）

日程第5. 一部事務組合議会議員の選挙を議題とします。

議員を選出すべき一部事務組合は、筑紫野・小郡・基山清掃施設組合、佐賀県後期高齢者医療広域連合、鳥栖地区広域市町村圏組合、鳥栖・三養基地区消防事務組合及び三神地区環境事務組合となっています。

これらの組合議会の議員は、地方自治法第118条第1項により、選挙で選出することになっていますが、同条第2項により、指名推選の方法によることも可能となっています。

そこで選挙の方法として、議長の指名推選の方法をとりたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

異議なしと認めます。よって、指名推選の方法により選出することに決定しました。

まず、筑紫野・小郡・基山清掃施設組合議会議員の選出を行います。

議長は、筑紫野・小郡・基山清掃施設組合の議会議員に品川義則議長、栗野久明議員、大久保由美子議員を推選します。

品川義則議長、栗野久明議員、大久保由美子議員を筑紫野・小郡・基山清掃施設組合の議会議員とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

異議なしと認めます。よって、品川義則議長、栗野久明議員、大久保由美子議員を筑紫野・小郡・基山清掃施設組合の議会議員とすることに決しました。

次に、佐賀県後期高齢者医療広域連合の議会議員の選出を行います。

議長の指名推薦を行います。

議長は、松石健児議員を指名します。

松石健児議員を佐賀県後期高齢者医療広域連合の議会議員とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

異議なしと認めます。よって、松石健児議員を佐賀県後期高齢者医療広域連合の議会議員とすることに決しました。

次に、鳥栖地区広域市町村圏組合の議会議員の選出を行います。

鳥栖地区広域市町村圏組規約第6条により、組合議会の議員は関係市町の議会の議長及び議員のうちから選出された者となっています。

そこで議長は、品川義則議長と松石信男議員を指名します。

品川義則議長と松石信男議員を鳥栖地区広域市町村圏組合の議会議員とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

異議なしと認めます。よって、品川義則議長と松石信男議員を鳥栖地区広域市町村圏組合の議会議員とすることに決しました。

次に、鳥栖・三養基地区消防事務組合の議会議員の選出を行います。

鳥栖・三養基地区消防事務組規約第6条により、組合議会の議員は関係市町の議会の議長及び議員のうちから選出された者となっています。

そこで議長は、品川義則議長と栗野久明議員を指名します。

品川義則議長と栗野久明議員を鳥栖・三養基地区消防事務組合の議会議員とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

異議なしと認めます。よって、品川義則議長と栗野久明議員を鳥栖・三養基地区消防事務組合の議会議員とすることに決しました。

次に、三神地区環境事務組合の議会議員につきましては、三神地区環境事務組規約第6条により、組合議員は関係市町の議会の議長及び関係市町の長をもって充てると規定しています。よって、品川義則議長が三神地区環境事務組合の議会の議員となりますので、報告をいたします。

日程第6 同意第3号

○議長（品川義則君）

日程第6．同意第3号 基山町監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

天本勉議員は、地方自治法第117条の規定により、除斥の対象となりますので、退場を求めます。

〔天本議員退場〕

○議長（品川義則君）

この際、朗読を省略し、これより同意第3号についての提案理由の説明を求めます。松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

それでは、令和元年第1回臨時会に付議いたします同意第3号 基山町監査委員の選任につき同意を求めることについての提案理由の説明を申し上げます。

佐賀県三養基郡基山町大字小倉2436番地3の天本勉氏を基山町監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

履歴につきましては次のページに記載しております。

天本勉氏は、監査委員として適任であるため、ここに提案申し上げます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（品川義則君）

提案理由の説明が終わりましたので、これより本案に対する質疑を行います。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、同意第3号に対する質疑を終結します。

これより同意第3号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、討論を終結します。

これより同意第3号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

異議なしと認めます。よって、同意第3号は原案に同意することに決定しました。

天本勉議員の入場を求めます。

〔天本議員入場〕

日程第7～10 議案第16号、承認第1号～承認第3号

○議長（品川義則君）

日程第7. 議案第16号、日程第8. 承認第1号から日程第10. 承認第3号までを一括議題とします。

この際、朗読を省略し、これより提案理由の説明を求めます。松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

それでは、令和元年第1回臨時会に付議いたします条例案件1件、専決処分承認案件3件について提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第16号 基山町税条例の一部改正についてでございます。

地方税法等の一部を改正する法律が平成31年3月29日に公布され、個人町民税の寄附金税額控除に関する規定が改正されたことに伴い、基山町税条例を改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

次に、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（基山町税条例等の一部を改正する条例）でございます。

地方税法等の一部を改正する法律が平成31年3月29日に公布され、個人町民税の住宅借入金等特別税額控除に関する規定等の改正が行われたことに伴い、基山町税条例等の改正が急務なため、平成31年3月29日付で行った専決処分の承認を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

次に、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（基山町国民健康保険条例の一部を改正する条例）でございます。

地方税法施行令等の一部を改正する政令が平成31年3月29日に公布され、基礎課税額分に係る賦課限度額及び軽減世帯の判定方法の改正が行われたことに伴い、低中所得者の国民健康保険税の負担軽減を図るとともに税財源を確保するために、基山町国民健康保険条例の改正が急務なため、平成31年3月29日付で行った専決処分の承認を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

次に、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度基山町一般会計補正予算（第9号））についてでございます。

地方譲与税、地方交付税等の交付額確定及びふるさと応援寄附金の増加等に伴い、一般会計の予算に補正が急務なため、平成31年3月29日付で行った専決処分の承認を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

以上、御審議賜り、御可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（品川義則君）

以上で町長の提案理由の説明が終わりましたので、これより担当課長の詳細説明を求めま

す。

議案第16号、承認第1号の詳細説明を求めます。寺崎税務課長。

○税務課長（寺崎博文君）

議案第16号 基山町税条例の一部改正についての詳細説明をさせていただきます。

議案書は1ページ、議案資料も1ページからでございます。

議案資料のほうで説明をさせていただきます。議案資料の1ページをお願いいたします。

今回の基山町税条例の一部改正の概要につきましては、都道府県及び市区町村に対する寄附金、いわゆるふるさと納税に係る個人町民税の寄附金税額控除の見直しが行われ、総務大臣が指定をした都道府県及び市区町村に対して行った寄附金を特例控除の対象とする改正でございます。

議案資料の2ページをお願いいたします。

ふるさと納税制度の理念と概要でございます。ふるさと納税は、都道府県または市区町村に対してふるさと納税を行った場合、ふるさと納税のうち2,000円を超える部分について、通常の寄附金控除分に個人住民税所得割の2割を加えた金額を上限として、原則として所得税、個人住民税から全額が控除される仕組みとなっております。

ふるさと納税の税制上の措置とは別に、各自治体が独自の取り組みとして行っている返礼品の送付というものがございしますが、これについて自治体間の競争が加熱し、一部の自治体においてふるさと納税の趣旨に反するような返礼品が送付されているなどの指摘があり、総務省から地方団体へ、技術的助言の範囲内において、必要な返礼品の見直しを行うよう要請が行われてきたところでございます。

このような状況のもと、制度の健全な発展に向けて、一定のルールの中で地方団体が創意工夫することにより全国各地の地域活性化につなげるため、ふるさと納税制度が見直されたところでございます。

議案資料の3ページをお願いいたします。

具体的には、総務大臣が地方財政審議会の意見を聞いた上で、一定の基準に適合する都道府県または市区町村を特例控除の対象として指定を行い、その都道府県または市区町村に対して行った寄附金が特例控除対象寄附金として特例控除の対象となるものでございます。

次に、議案資料の4ページから新旧対照表で改正条の説明をさせていただきます。

第34条の7は、地方税法の改正に伴い、特例控除額の措置対象を特例控除対象寄附金とす

る改正でございます。

附則第7条の4は、地方税法の改正に伴う項ずれの改正でございます。

議案資料の5ページをお願いいたします。

附則第9条は、申告特例の対象を特例控除対象寄附金とする等、規定の整備でございます。

附則第9条は、所得割の納税義務者が特例控除対象寄附金を支出し、住所地の市区町村に対して申告特例通知を送付されたときに、申告特例控除額の適用があるものとする改正でございます。

最後に、本条例の施行期日は、令和元年6月1日となっております。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

続きまして、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（基山町税条例等の一部を改正する条例）につきまして詳細説明をさせていただきます。

議案書の3ページをお願いいたします。

基山町税条例等の一部を改正する条例につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により、平成31年3月29日で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により、議会に報告を行い、承認を求めるものでございます。

議案書の4ページをお願いいたします。

専決処分書の写しでございます。今回の条例改正は、地方税法等の一部を改正する法律が本年3月29日に公布され、個人町民税の住宅借入金等特別税額控除に関する規定等の改正が行われたことに伴い、本年4月1日から施行する必要がございましたので、基山町税条例等の一部を本年3月29日に専決処分にて改正をさせていただいております。

次に、改正内容について説明させていただきます。

議案資料の7ページをお願いいたします。

今回の主な改正の内容でございますが、住宅借入金等特別税額控除の適用手続の要件緩和及び控除期間の延長でございます。

住宅借入金等特別控除は、所得税において、年末調整により適用を受ける場合を除き、納税通知書が送達されるときまでに提出された申告書において住宅借入金等特別控除に関する事項の記載があることが必要でしたが、納税通知書の送達後に申告書が提出された場合も個人住民税の控除が適用できるものとするものでございます。

次に、控除期間の延長でございますが、消費税率の引き上げに際し、需要変動の平準化の

観点から住宅に関する税制上の支援策が講じられ、個人が消費税率10%を適用される住宅の取得等をして一定の期間に居住の用に供した場合に控除期間を3年間延長し、13年とするものでございます。

11年目から13年目までの各年の控除限度額は、消費税率2%引き上げ分の負担に着目し、建物購入価格の2%の3分の1、または住宅借入金等年末残高の1%のいずれか少ない額となっております。

なお、この措置による個人住民税の減収額は、地方特例交付金より全額国費で補填されます。

議案資料の8ページをお願いします。

主な条文の改正内容でございます。

議案資料の9ページをお願いします。

新旧対照表のほうで主な条文の説明をさせていただきます。

今回の条例改正は条立てとなっております。

第1条、基山町税条例の一部改正でございます。附則第7条の3の2でございますが、こちらは、個人町民税の住宅借入金等特別税額控除に係る申告要件の規定の削除及び特別特定取得をした場合の控除期間を延長する改正でございます。

資料の12ページをお願いいたします。

附則第16条、軽自動車税の税率の特例でございますが、軽自動車税のグリーン化特例について、重課を平成31年度に限ったものとし、平成29年度分の軽課を削除する改正でございます。

同じく資料の16ページでございます。

第2条、基山町税条例等の一部を改正する条例の一部改正でございます。

平成29年条例第1号において、県税である自動車取得税を廃止し、自動車税及び軽自動車税にそれぞれ環境性能割が設けられたことに伴い、現行の軽自動車税を軽自動車税種別割とするなど、軽自動車税に係る改正等を第2条で行っておりまして、その施行期日を平成31年10月1日としております。今回の条例改正の第1条で関係条文の改正を行っておりますので、その改正に伴う措置を行っているところでございます。

資料の17ページをお願いいたします。

第3条、基山町税条例等の一部を改正する条例の一部改正でございます。

平成30年条例第14号において、大法人に対する申告書の電子情報処理組織による提出義務化に伴う改正を第1条で行っておりまして、その施行期日を平成32年4月1日としております。地方税法の改正に伴い、大法人の電子申告の義務化に伴う申告書等の提出方法の柔軟化及び電子通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難と認められる場合の措置について改正が行われたことに伴う規定の整備でございます。

最後に、本条例の施行期日は平成31年4月1日でございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。御審議いただきまして、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（品川義則君）

次に、承認第2号の詳細説明を求めます。吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂喜君）

それでは、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（基山町国民健康保険条例の一部を改正する条例）につきまして説明いたします。

議案書の10ページをお願いします。

基山町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により、平成31年3月29日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により議会に報告を行い、承認を求めるものでございます。

議案書の11ページをお願いします。

専決処分書の写しでございます。条例の改正は、議会の議決事項でございますが、議会を招集していただく時間的ないとまがございましたので、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分を行わせていただいております。

専決処分の理由でございますが、地方税法施行令等の一部を改正する政令により、国民健康保険税の基礎課税額分、いわゆる医療分に係る賦課限度額及び軽減世帯の判定方法の改正が行われ、平成31年3月29日に公布、同年4月1日に施行されることとなりました。

このため、法令の施行にあわせて低中所得者の国民健康保険税の負担軽減を図るとともに税財源を確保するために、条例を改正することが急務でございましたので、専決処分を行わせていただいたものでございます。

議案書の12ページをお願いいたします。

改正文でございます。施行日は平成31年4月1日でございます。

改正内容につきましては新旧対照表により説明をさせていただきます。

議案資料の22ページをお願いいたします。

条例第8条第2項の改正でございますが、基礎課税額についての賦課限度額を58万円から61万円に改正するものでございます。

第31条第1項は、軽減後の賦課限度額の規定でございます。第8条の改正と同様に基礎課税額分を61万円とするものでございます。

同項第2号につきましては、国保税の5割軽減の規定でございます。5割軽減を判定する場合に33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき27万5,000円を加算して判定を行ってございましたけれども、この加算する額を28万円に改正するものでございます。

また、同項第3号につきましては国保税の2割軽減の規定でございます。2割軽減を判定する場合に33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき50万円を加算して判定を行ってございましたが、この加算する額を51万円に改正するものでございます。

この2号、3号の改正により、国保税の軽減対象となる世帯の拡充を図るものでございます。

詳細説明は以上でございます。御審議いただきまして御承認賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（品川義則君）

次に、承認第3号の詳細説明を求めます。平野財政課長。

○財政課長（平野裕志君）

それでは、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度基山町一般会計補正予算（第9号））について説明を申し上げます。

議案書の13ページ、14ページをお願いいたします。

まず、専決理由といたしましては、地方譲与税、地方交付税等の交付額確定及びふるさと応援寄附金の増加などに伴い、一般会計予算に補正が急務となったためでございます。

地方自治法第179条第1項に規定されておりますように、議会を招集する時間的余裕がございませんでしたので、3月29日付で専決処分を行わせていただいております。その承認をお願いするものでございます。

議案書15ページをお願いいたします。

この補正予算につきましては、歳入歳出ともに既定の予算総額に3,560万5,000円を追加し、

総額をそれぞれ96億1,660万円とするものでございます。

16ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正でございます。歳入につきまして、補正予算額の大きいものを申し上げますと、6款. 地方消費税交付金に8,368万7,000円、9款. 地方交付税に8,814万3,000円、16款. 寄附金に3,608万円の増額をし、17款. 繰入金を1億7,470万円減額することで調整を図らせていただいております。

17ページをお願いいたします。

歳出につきましては、2款. 総務費に3,500万円の増額をするなどしたほか、14款. 予備費を60万5,000円減額することで調整を図らせていただいております。

次に、事項別明細書により説明をさせていただきます。

事項別明細書3ページをお願いいたします。

2款の地方譲与税につきましては、町道の延長面積に応じ、国から地方へ譲与されるものでございます。1項1目1節. 地方揮発油譲与税では419万4,000円の増額をしております。また、次の4ページの2項1目1節. 自動車重量譲与税では166万円の減額をしております。

次に、5ページの3款. 利子割交付金では136万9,000円の増額、6ページの4款. 配当割交付金では185万7,000円の減額、7ページの5款. 株式等譲渡所得割交付金では221万7,000円の減額をしております。これらは佐賀県が徴収し、各市町の県民税収入決算額に応じて交付をされるものでございます。

8ページをお願いいたします。

6款. 地方消費税交付金では8,368万7,000円の増額をしております。この地方消費税交付金は、各市町の国勢調査人口と消費額に応じて交付をされるものでございます。

9ページをお願いいたします。

7款. 自動車取得税交付金では315万4,000円の増額をしております。この自動車取得税交付金は、道路の延長、面積に応じ、県から市町へ交付をされるものでございます。

10ページをお願いいたします。

9款. 地方交付税では、特別交付税に8,814万3,000円の増額をしております。この増額により平成30年度の特別交付税の交付額を1億6,077万5,000円とし、これにより普通交付税を合わせた地方交付税全体を11億1,802万5,000円とするものでございます。

12ページをお願いいたします。

16款 1項. 寄附金、3目 1節. 総務費寄附金では、3月末日までの見込みによりふるさと応援寄附金を3,500万円増額し、また、企業版ふるさと納税寄附金に100万円の増額をしております。

13ページをお願いいたします。

17款. 繰入金、1項. 基金繰入金、2目 1節. 財政調整基金繰入金を1億4,200万円減額、3目 1節. 公共施設整備基金繰入金を3,270万円減額し、財源調整を図らせていただいております。

続きまして、歳出でございます。14ページをお願いいたします。

2款. 総務費、1項. 総務管理費、13目. ふるさと応援寄附基金費でございます。8節. 報償費に1,971万9,000円、13節. 委託料に755万円、25節. 積立金に812万7,000円の増額などをし、寄附額と同額の3,500万円の事業費を計上しております。こちらにつきましては、議案資料の26ページに内訳を掲載させていただいておりますので、お目通しのほうをお願いいたします。

19ページをお願いいたします。

14款. 予備費でございます。60万5,000円を減額し、財源調整を図らせていただいております。

以上で平成30年度基山町一般会計補正予算（第9号）についての説明を終わらせていただきます。よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願いいたします。

○議長（品川義則君）

詳細説明が終わりましたので、ここで10時45分まで休憩いたします。

～午前10時34分 休憩～

～午前10時45分 再開～

○議長（品川義則君）

休憩中の会議を再開します。

議案第16号 基山町税条例の一部改正についてに対する質疑を行います。栗野議員。

○6番（栗野久明君）

条例改正文の中での質問ではありませんが、資料の3ページ付近のことでちょっとお伺いします。

今回、6月1日付で施行される納税特例控除の対象とありますけれども、これは返礼割合

が3割を大きく超えた場合に除外するとか、そういった内容になると思うんですが、前期の12月議会その他で町長も、3割超える部分の中ではこの三神地区は結構注目されていて、基山町の作戦——作戦と言ったらおかしいですけども、練りながら変えていったと思うんですが、6月1日でどのような見通しなのか、特例控除を受けられるのか、そこら辺の見通しがちょっとわかりましたら。

○議長（品川義則君）

平野財政課長。

○財政課長（平野裕志君）

3割に関しましては、昨年10月末に見直していますので、そこはクリアできております。要は6月1日から基山町にさせていただいた寄附を税の控除にきかせてもらうためには、基山町自体が総務省から指定をもらう必要があります。恐らく来週の半ばぐらいに総務省のほうで指定団体の告示があると思います。もちろん基山町もその指定をいただくところで予定をしております。

○議長（品川義則君）

栗野議員。

○6番（栗野久明君）

であれば、指定を受けるということで現在進んでおると、特に問題はないだろうということではよろしいかと思えますけれども。あと、地場産品の件なんですけれども、対馬との交流で海産物の取り扱いもやとったわけなんですけれども、今のところ、そこら辺もかかってくるということで見直しされたと思うんですが、ここら辺の今後の地場産品で、対馬との産品は不可能なんでしょうか。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

品目で少し御説明しますと、対馬はもう既に外しております。それから、地場産品として認められないということで次に出てきたのがビールでございました。ビールも今度外します。それから、最後まで抵抗したのが「キングダム」の漫画本なんですけれども、かなり激しく総務省に対してもやりとりをして、直接担当者を派遣したり、それから総務省の担当課長と1時間以上の電話会談とかをしましたけれども、どうしても「キングダム」の漫画本が対象

にならないということになりましたので、6月1日からこれも外すということになると思います。大きな、これまでやっていたものの違いは、その3つかと思います。

その中で、対馬との関係はやり方をもうちょっと考えて、今年度中に何か復活できるような方法を今、対馬市とも練っているところがございますので、そのあたりはこれから考えていきたいと思います。漫画本とビールは、復活の見通しは立っておりません。

○議長（品川義則君）

栞野議員。

○6番（栞野久明君）

ぜひとも対馬との交流ですね、これは長い歴史がありますので、方法を変えて、継続して行ってほしいなと思っております。

あと地場製品の件で、ビールもちょっと気になっただけですけど、そういったことで外したということになれば、ふるさと納税額がかなり下がっていくのではないかと思いますけれども、今後の地場製品の開発とか、そこら辺についてはどのように今考えられているか、お願いします。

○議長（品川義則君）

平野財政課長。

○財政課長（平野裕志君）

そうですね、6月1日から見直しをかけて、基山町に限らず、全国的な話ですので、どういうふう動くかというのは正直まだわかりません。数カ月様子を見ないとわかりませんし、この制度自体大きく動くのが年末です。大体10月の半ばから12月いっぱいにかけて申し込みが集中する、どこの自治体もそうだと思いますので、正直そこを越えないとわからないんですが、基本的には、当初予算で今年度は5億円を見込ませてもらっていますけれども、減るんじゃないかという覚悟はしております。しばらく様子を見ないと何とも言えない状況ではあります。

○議長（品川義則君）

重松議員。

○9番（重松一徳君）

それこそふるさと納税については、議会で何度も審議、審査してきた部分でもあるんですね。今言われた部分もそうなんですけれども、今回の税条例はあくまでも基山町の納税者が

ふるさと納税制度を活用した場合に変わりますよという中身なんですね。そうすると、1つは、今新聞でもにぎわしていますけれども、総務省が指定をしない自治体が出てくる可能性がある。そこに対して基山町の納税者がふるさと納税そのものがなくなってくると、そうすると基山町の町民、納税者の方にこのふるさと納税制度がどのように変わりますかというのを広報しなければならないと、それをどの時点でしていくのか。6月1日から施行になりますけれども、その前に総務省のほうで指定した自治体というものはっきりすると思いますけれども、どれをどのようにしていくのかというのが1点です。

それともう一点は、それこそ基山町の町民の方が、ここにおられる町長を含め、私もそうですけれども、ふるさと納税を利用したことがないんですね。なぜ利用したことがないのかといえば、私たちは基山町に納税していると、ふるさと納税を利用すればほかの市町に納税する形になるんですね。そうすると、基山町にとってはマイナスになりますから、当然、私たちは基山町に納税するためにふるさと納税制度は利用していないというふうに思うんですね。いや、私はしましたよという方もいらっしゃるかもしれませんが、基本的にそうだと思います。しかし、町民の方、基山町の納税者の方はこのふるさと納税制度を利用してほかの市町に寄附された方もいらっしゃると思うんですね。それがわかるのは、平成30年度の確定申告があつてからしかわからない部分があるかと思いますが、今、税務課のほうは平成30年度で基山町から何人の方がこのふるさと納税制度を利用されたのかというのと、もし利用された部分において、どれだけの基山町に対して本来入ってくるべきだった住民税が入らなくなっているのか、減額になったのかという部分、この3点について質問いたします。

○議長（品川義則君）

寺崎税務課長。

○税務課長（寺崎博文君）

まず、1点目の基山町民に対する周知の部分ですけれども、本議案のほうを御可決いただいた後には、まずはホームページ等のほうで周知を行うこと、また広報等の媒体を利用して周知をすることが必要であろうと思っております。

あと、2点目の人数ですかね、平成30年度の個人町民税に係る分の税額控除を受けられた方についてですけれども、274名の方が、他の都道府県または市区町村のほうに寄附されて税額控除のほうを受けられているところでございます。

税額控除の額につきましては、約900万円の控除額となっております。

以上でございます。

○議長（品川義則君）

重松議員。

○9番（重松一徳君）

広報については難しいと思うんですね。ふるさと納税をしてくださいみたいな広報の出し方にはならないと思いますから、ふるさと納税の趣旨をはっきりするような広報の仕方になるだろうというふうに思います。

それから、274名の基山町納税者の方がほかの市、県、町を含めてふるさと納税をされた。これは、私はその数が多い少ないは別に問題じゃないんですけども、それだけいらっしゃるといってもありますけれども、先ほどから出ていますように、基山町にどれだけ、逆に言えばふるさと納税をしてもらうかというふうな広報、これも含めてですけども、町長のほうにちょっと伺いますけれども、町長はよく東京のほうに出張されたときに基山町出身の関東地区に住んである方と一緒に交流会、懇親されていますけれども、そういうところで基山町に対してのふるさと応援寄附、ふるさと納税のお願い等をもしされているんだったら、そういうのも含めて報告願いたいと思いますけれども。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

まずは、今回のふるさと納税自体、実際に利用される方にとっては余り変更点がないわけだというふうに思っております。品目が変わったり、それから率が変わったり、そういう話でございますので、そういう意味でいうと、実際にふるさと納税される方の混乱が起こる可能性は非常に少ない。自治体側のほうが非常に大変なことになっているというのが今の状況かというふうに思っております。

それから、全体として率が下がるのと、若干ふるさと納税のブームみたいなものが下がるというふうなことで、全体の額が下がる可能性は極めて高いのではないかなと、基山町に限ったものではなくてですね。そういう見通しは少し立てているところでございます。そのために今後必要なのは、先ほど栗野議員の話にもあった、新しい品目については自薦、他薦を含めて基山町内の業者の方とより連携をとってやっていくということが重要かというふう

に思っております。

それから、PRにつきましても、先ほど言われた首都圏基山会のことだと思いますが、そういうところに限らず、今いろんなところで基山町をアピールして少しでも多くの寄附をいただけるように努力しているところでございます。現段階のところでは申し上げますと4月から5月の連休までで約8,000万円の寄附を既にいただいておりますので、ペースとしては悪くない。ただ、6月以降、完全に品目からビールが除かれたり、「キングダム」——「キングダム」の金額は大した金額じゃないんですけど、基山の誇りである原先生の「キングダム」は、ぜひふるさと納税に残したかったんですけども、そういううまくいかない部分もたくさんありますので、今後そういうことをチェックしていきながら、PRと品目の開発みたいなこともやっていきながら、少しでも基山町の財源確保の足しになればということで頑張っていきたいというふうに思っております。

○議長（品川義則君）

よろしいですか。

ほかに。末次議員。

○5番（末次 明君）

資料の26ページの平成30年度ふるさと応援寄附基金費の内訳のところなんですけれども、平成31年度になりますと当然報償費、要するに返礼品の率とかが下がってくるので、返礼品率が下がると思うんですが、基山町としては、せっかく今年度5億円いただくんですが、経費を削減するための努力というのは何かされているんでしょうか、委託料を含めて、それから人件費とか、そういうところで。

○議長（品川義則君）

平野財政課長。

○財政課長（平野裕志君）

そうですね、例えば委託料に関しては、ワンストップ特例の処理は物すごい作業量になります。これは平成30年度から外注している部分はあるんですけども、繁忙期じゃないときには職員が手作業で処理をやっています。11月以降、1月ぐらいにかけては、とても今いる職員で対応できるような量ではないので、その分は外注で賄わないとやっていけない状況なので、そこは業者を使いたいと思いますけれども、そうじゃない時期は職員のほうで処理をしていきたいと思っていますし、あと、これは検討中なので、確定的なものではないんです

けれども、今うちがサイトを3つ使っていますけれども、ここも検討はしていかないといけないかなど。サイトによって支払う利用料というか、その率が違います。ただ、利用料が高いところはユーザーが多いというか、利用者が多いという部分もあるので、高くてもそこを利用されて基山町に寄附をいただく額というのはかなりありますので、その関係も見ながら、サイトの運用も、これからですけれども、考えていかないといけないかなどは思います。

人件費的な話をしますと、臨時なり来ていただいてやっていますけれども、今現在は職員と嘱託1名で回しています。ただ、どうしても年末忙しい時期はスポット的に日々雇用を雇っていくというふうな手法はやりたいと思いますけれども、そういった経費については極力抑えた形で運用をやっていきたいと考えております。

○議長（品川義則君）

末次議員。

○5番（末次 明君）

このページの歳入のところで、当初はふるさとチョイスと楽天でしたけれども、今度、さとふるがふえていますけど、これを採用されたというのはやっぱり人気の納税サイトであるからということなんですかね。

○議長（品川義則君）

平野財政課長。

○財政課長（平野裕志君）

採用した理由は、寄附者の選択肢を広げる、楽天が好きな方もいらっしゃるさとチョイスを多く利用される方もいらっしゃる、もちろん、さとふるを多く利用される方もいらっしゃるの、利用者側の選択肢をふやすという意味で導入したという経緯でございます。

○議長（品川義則君）

末次議員、補正じゃないですから、条例分ですから、その内容の質問であればどうぞ。違いますか。

では、ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、議案第16号に対する質疑を終結します。

次に、議案第16号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第16号を採決します。

本案を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（品川義則君）

全員起立と認めます。よって、議案第16号は可決されました。

次に、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（基山町税条例等の一部を改正する条例）に対する質疑を行います。質疑はございませんか。重松議員。

○9番（重松一徳君）

それこそ専決処分で出された部分ですので、わかりづらい部分が税条例関係はあるんですね。個人が住宅の取得等した場合の関係ですけれども、消費税率10%というのを住宅の取得に限るということは、国が本年10月に消費税を8%から10%にするというのを前提にした税条例になりますね。これが4月1日から施行という形で、もう10%にすることを確定した部分での取り組み、施行になります。そうすると、今国のほうが、幼保の無償化について審議し、可決される見込みになっておりますけれども、その中でも本当に8%から10%に消費税率はなるというのが確定しているのかといった場合は、これについては安倍総理もリーマンショック級のがもしあれば、これについてはまた再検討もというふうな形でおわせている部分もあるんですね。そうすると、これは国のほうの法律に伴う部分でもありますけれども、これで基山町は専決処分をすることが本当に妥当なのかというところで、私は少し疑問に思いますけれども、これについてどのようにお考えでしょうか。

○議長（品川義則君）

寺崎税務課長。

○税務課長（寺崎博文君）

ただいまの重松議員の御質問についてですけれども、地方税法の一部を改正する法律自体がもう3月29日で公布されて、その施行が4月1日となっております。重松議員の御質問の消費税率10%引き上げというのも、それを見込んだ上での改正となっております。ですので、もしもこの税率の引き上げ時期が延長とかになるようなことになるならば、改めてその地方

税法の法律等の改正がございまして、それに伴って基山町税条例を改正するような形になると思います。

あくまでも今回専決処分させていただいた部分については、平成31年度分の個人町民税に係る部分が大きく関係しているものでございますので、改正させていただいているところでございます。

○議長（品川義則君）

よろしいですか。重松議員。

○9番（重松一徳君）

これはほかにもいろんな改正部分があつて、今言った部分についてはその中の一部ですからね、今、課長が言ったのも私はわかるんです。しかし、主な改正点が消費税に伴う部分であるだけに、これは扱的にはもう少し慎重にするべきだったんじゃないかのかというのが私の意見でもあります。

これはそれでいいです。ほかに、例えば軽自動車のグリーン化特例とか、いろんな部分がかかれてますね。私もよくわからないんですよ。例えば、軽自動車の自動車税が変わったということで、これは税率そのものが変わったわけではないと。ただ、今グリーン化特例とか、いろんな部分で限った部分が平成29年度分から削除するとか、いろんな部分があるんですね。これを町民の方は理解できるのかと。私もそうですけれども、軽自動車の納付通知書が来たんですね。来れば、それはもう間違いないと、役所が間違いことはないだろうというのを信用して私は納税するんですね。しかし、過去に基山町はこの税の徴収において何度かミスをしたという経緯もありますね。そうすると、私たち町民に対して、間違いなく納税してもらうように納付の仕方なり、これはどのようにされているのか。今納付通知書が来て、それに対しての信頼ですよ。信頼を築くために町のほうとしてチェック体制はどのようにされているのか、この点について最後に質問します。

○議長（品川義則君）

寺崎税務課長。

○税務課長（寺崎博文君）

まず、軽自動車税の納税通知書自体は本年5月1日付で送付させてもらっているところですが、その納税通知書の中に同封文書として、固定資産税の税率に係る部分とかを含めたところの説明を踏まえて納税者のほうに説明をさせていただいているところでござい

す。また、税の賦課に対するチェック体制ですけれども、登録関係部分についてしたものと、それに登録したものに対してもう一度それを確認するような形で二重チェックをして、課税誤り等がないような事務体制でとり行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（品川義則君）

よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、承認第1号に対する質疑を終結します。

次に、承認第1号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、討論を終結します。

承認第1号を採決します。

本案を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（品川義則君）

全員起立と認めます。よって、承認第1号は承認と決しました。

次に、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（基山町国民健康保険条例の一部を改正する条例）に対する質疑を行います。質疑はございませんか。重松議員。

○9番（重松一徳君）

それこそ国保の関係については、過去から何度も議論をする中で来た部分でもあるんですけれども、今回改正の内容として、基礎課税分の課税限度額を58万円から61万円に3万円上げるとい形になります。あと、これに介護と後期高齢の部分がありますけれども、最高限度額が幾らになるのかというのを説明ください。

それと今回、課税限度額の改正に伴って第2号、第3号、5割軽減、2割軽減の判定所得が改正されます。私たちはいつも資料をもらうんですね。例えば、基山町の国民健康保険税、世帯数が何人、そして、そのうち7割軽減の方が何世帯、5割軽減が何世帯、2割軽減が何

世帯という資料をもらうんですね。今回こういうふうに改正することによって5割軽減の方が何世帯ふえるのか、そして2割軽減になる世帯が何世帯ふえるのか。早い話が、判定所得金額を分けるということは、そこに入る、5割軽減、2割軽減に入る世帯数がふえていくというふうになりますから、これについてまず説明をください。

○議長（品川義則君）

吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂喜君）

1つ目の質問に対してお答えいたします。

改正前の基礎課税額、医療保険分としては58万円、後期高齢者支援金分が19万円、介護保険分が16万円で、今現在合計——今現在というか、改正前で合計93万円となっております。改正後の基礎課税額の医療保険分が58万円から61万円となりまして、3万円の増加、後期高齢者支援金分は変更ありません。介護保険分についても変更はありません、16万円になります。——後期高齢者支援金分は19万円になります。合計で96万円となりまして、93万円から96万円に3万円上がるということになります。

2つ目の御質問ですね。まず、5割軽減世帯につきましては、こちらは平成31年3月末現在で試算をしております。5割軽減世帯が、今351世帯ございました。改正後につきましては4世帯増加の355世帯が対象になります。続きまして、2割軽減につきましては現在255世帯ございました。改正後につきましては10世帯増加の265世帯が対象となりまして、対象の拡充が図られることとなります。

○議長（品川義則君）

重松議員。

○9番（重松一徳君）

私が議員になって12年、この間に課税限度額が、最初、私が入ったときは77万円ぐらいだったと思うんですね。それからすると、約20万円近く上がってきているというふうに思います。例えば、協会けんぽなり、皆さんが入っている共済等と比べると高いんですね。国のほうは一体、どこまで限度額を上げようとしているのかというのがいつも問題になるんですね。それが問題になって、基山町の国民健康保険の基本的な考え方がどうなのかというのを問題にして、実は平成25年ですか、26年ですか、専決処分を否決した事例もあるんですね。そのときに専決処分を否決したときの理由として、基山町の国民健康保険の基本的な考え方

をしっかりとすべきなんだというのと、この最高限度額を国が言われたとおりに上げるのは問題ではないのかという、この2点だったというふうに私は理解しております。

国のほうは、一体これをどこまで最高限度額を上げようとしているのか。そして、軽減については先ほど説明の中にあるように、低中所得者に対しての補助、補填ですから、それはそれとしていいんでしょうけれども、この最高限度額については、国のほうはどのような考えを持っているのか、説明ください。

○議長（品川義則君）

吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂喜君）

賦課限度額につきましては、平成27年1月に示された医療保険制度改革骨子において、国保以外の他の被用者保険の仕組みとのバランスを考慮しまして、段階的に引き上げるというように国のほうの施策が出されております。この被用者保険とのバランスというのが、今回のように限度額を超える超過世帯の割合について、1.5%ぐらいに近づけようということで段階的に引き上げるような考えがあります。ですので、幾らを設定しようというのは不明なところですが、そういったところで現在、国保の超過世帯につきまして、国の試算を見ましたら、平成30年度時点で1.77%、平成31年度、この改正後に1.75%ということで試算がされておりますので、1.5%に近づけるということを目指とするならば、もう少し限度額というのは上がっていくんじゃないだろうかということで考えているところでございます。

○議長（品川義則君）

よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、承認第2号に対する質疑を終結します。

次に、承認第2号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、討論を終結します。

承認第2号を採決します。

本案を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（品川義則君）

賛成多数と認めます。よって、承認第2号は承認と決しました。

次に、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度基山町一般会計補正予算（第9号））に対する質疑を行います。

議案書の13ページをお開きください。ございませんか。大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

資料の支出の15ページの保健衛生総務費、決算書のほうの、いいですかね、そこで。資料——資料というか、この資料——済みません、資料という言葉が悪かったですね。事項別明細書のほうです。ごめんなさい。

○議長（品川義則君）

大久保議員、事項別明細ではできないんですか。（「わかりました」と呼ぶ者あり）
13ページございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

16ページ、第1表 歳入歳出予算補正、歳入の部分です。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

17ページ、歳出。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

次に、事項別明細書に入ります。

3ページをお開きください。

歳入、2款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

2款2項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

3款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

4款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

5款1項1目、7ページです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

6款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

7款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

8款1項1目。地方交付税——失礼いたしました、9款1項1目。地方交付税です。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

10款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

16款1項1目、3目、寄附金。松石健児議員。

○3番（松石健児君）

3目の企業版ふるさと納税寄附金についてですけれども、資料の27ページに詳細をいただいているんですが、この100万円はどの事業が対象になっているのかということをお説明いただきたいのが1点。

ことし、新年度ふるさと納税に対しては5億円程度の予算を見込んでいますが、この企業版ふるさと納税については、対象事業がないといただけないというところもあろうかと思

ますけれども、おおよそ年間どの程度見込み額があるのかどうかというところをまず御説明ください。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

まず、今回の100万円につきましては合宿所プロジェクトのほうに充当させていただいております。それから、今年度につきましては当初予算で見込みをさせていただいておりますけれども、今資料に掲げております部分が全て3年目という形になりますので、今のところはこの事業を対象にしたところで、実際の企業の御都合にもよりますので、なるべく積極的に働きかけをして予算に近づけるような努力をしていきたいというふう考えておるところでございます。

○議長（品川義則君）

松石健児議員。

○3番（松石健児君）

この企業版ふるさと納税をいただくのは非常に大変な部分があるかと思えますし、私のイメージでは、町長が非常にあちらこちら走り回ってお願いをされているというところで伺っているんですけども、もう少し体系的に法人等に打診をするようなパンフレットといえますか、あるいは計画を少し立てられるのも一つの手じゃないかなと思えますけど、その辺は、計画性等についてはどういうふうにお考えですか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

まずは、企業版ふるさと納税の対象になってくる企業自体もある程度限定されたような形になってまいりますので、そういった企業の特定をどう行っていくかということも一つあると思います。あとは、具体的に企業にどうアプローチをかけて、議員おっしゃったように、時には町長に御努力いただいて、毎年御寄附をいただいているところでございますけれども、そういった部分も含めて、町長と足並みをそろえて寄附のお願いなりに行くことが重要なというふう考えておるところでございます。

○議長（品川義則君）

松石健児議員。

○3番（松石健児君）

おっしゃるところはわかりますけれども、やはり今後、ふるさと納税も3割の返礼というところで厳しい状況になってくると思いますし、本当に非常に難しいところだと思うんですけれども、ある程度企業向けのふるさと納税に対しても計画というか、営業的な計画を立てて、町長任せということではなくて、多少御案内できるような体制をとられるのがいいんじゃないかと思いますので、ぜひ御一考いただければと思います。要望です。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

今の関連の、ふるさと納税の件で資料いただいています26ページ、先ほど末次議員が質問されましたけれども、関連なんですけど、今回の専決処分の資料によりますと、楽天が伸び率がすごくよかったわけですね。その分、経費も負担額もそれに伴ってふえております。今年度は3割とかの改正もありますので、10億円が半額になっていますけど、今回、楽天の部分で、平成30年度に対しては予想以上に結果的には多かったということからすると、次年度はどのように委託料というか、委託先の計画をなさってあるんですかね。

○議長（品川義則君）

平野財政課長。

○財政課長（平野裕志君）

計画というよりも、当初予算で見込ませていただいたときには、済みません、今ちょっと手元にないですけど、たしか、ふるさとチョイスと楽天を45%ずつ見込んで、さとふるを10%で見込んでいたと思います。状況によっては、この比率が動いてくるのかなど。やはり楽天ユーザーがかなり多いように思っていますので、比率がまた今後動いてくるかもしれませんが、それは状況を見ながら、また組み替えなりが必要になってくるかもしれません。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

やはり経費削減ということも、末次議員もおっしゃっていましたように、大事なことですけど、町民の——町民というか、寄附される方はどうしても利用が簡単な、楽天とかを選ば

れるとは思いますがけれども、ふるさとチョイスに対しては委託料が大変安いんですよね。そこら辺をうまくふるさとチョイスのほうに流せるといふか、委託——委託やない、利用者がふえるような考えといふか、そういうことを仕向けることはできないんでしょうか。ふるさとチョイスへの要望としてですね。

○議長（品川義則君）

平野財政課長。

○財政課長（平野裕志君）

恐らくそれは難しいと思います。うちが楽天をやめたからといって、その方がふるさとチョイスに回るとは、ゼロではないと思いますけれども、そのままふるさとチョイスのほうに行っていただけというのはなかなか難しいかなと。やっぱり楽天を使用される方は、利用されるだけの御自分のメリットなりがあるんだと思いますので、ただ、言っていたように、そこら辺は、サイトの使い方というのは今後も研究をしてみたいと考えております。

○議長（品川義則君）

よろしいですか。

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

1つだけ。26ページのふるさと応援寄附金、非常にわかりやすくなっていますが、8節の報償費、返礼品、配送料等、これは30%で非常に大事な返礼品の枠、総務省が言っている枠、こういう大事なところに返礼品と配送料をまとめた金額で書いてあるんですね。だから、返礼品が30%というふうな大きなあれがありますから、こういうのは、事業は返礼金が幾ら、委託料が幾らというふうに明細を金額で記述すべきじゃないですか。

○議長（品川義則君）

平野財政課長。

○財政課長（平野裕志君）

検討させていただきます。何でもかといいますが、ものによっては送料と品代が込みの支払いがありますので、明確にきちっと円単位まで分けることができないようなものもございます。例えば、送料を品代から分離して役務費に組むということももちろんあるとは思いますが、そこが明確に、送料込みでの返礼品代というふうな部分もありますので、これまで

そういった事情から分けてきていないというものがございますので、ただ、今おっしゃられたのもわかりますので、表現の仕方としてどうしていくかというのは検討させていただきます。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

それが総務省の今度見直しの一番大事なところ、返礼率が30%となっていますよね。だから、そういうのは基準じゃなくて、各市町村が、これは返礼品に入れない、こっちは入れるとか、そういう恣意的に変えていいんですか。そういう基準とかというのは、総務省で決まって、この分は返礼品ですよ、この辺は事務委託料ですよというふうに明確じゃなくて、どんぶり勘定のようになっているんですか。これは当然30%、こんなに縛りがきつくなつたから、こういうのは返礼品が幾らというふうな金額を明示して議会に資料も出してもらわんと、基山町が指定から外されたということになっちゃいけない、やはりこういう返礼品が30%というふうな大きな縛りがありますから、この辺は明確に、費用算出、明示すべきじゃないですか。

○議長（品川義則君）

平野財政課長。

○財政課長（平野裕志君）

4月に、指定を受けるために総務省に書類を出していますけれども、分けられない分は、例えば、同じような重さのもの、大きさのもの、送り先はいろいろあるんですよ。東京もあれば北海道もあるし、国へ出した分も、要するに平均的なということで東京へ送るようなパターンでの送料で積算をして出しておりますので、例えば、込み込みで仮に5,000円かかったとして、このサイズの送付物であれば、ここから東京までだったら1,000円ですよ、1,500円ですよというふうな形で標準的なものを金額から抜いて、抜いた残りが品代、5,000円なら2,000円分が送料、残りの3,000円が品代、そういうふうな仕分けになっています。これは、恐らく基山町に限らずどこの自治体もこういった案件はあると思いますので、そういった仕分けの仕方での提出をするようになっております。

○議長（品川義則君）

よろしいですか。大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

1点のみ、済みません。先ほどビールが中止になったということでしたよね。平成30年度は、返礼品としてビールの割合がどれぐらい出ていたんでしょうかね。

○議長（品川義則君）

平野財政課長。

○財政課長（平野裕志君）

途中で見直したのであれですけども、恐らくトータルでいくと4分の1から3分の1、大体30%ぐらいかなと思います。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

17款1項2目、3目。13ページです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

歳出へ入ります。

2款1項5目、13目。久保山議員。

○7番（久保山義明君）

先ほどからふるさと応援寄附金の件で議論になってはいますけれども、同じく議案資料の26ページですね。

今回、歳出の経費の部分についても一覧表を出していただいております。これは議案第16号でありましたような、いわゆる一定のルール、今回見直しがあつてはいますけれども、この一定のルールの中で経費の数字というのは出されていないですか。もし出されてあるのであれば、概要説明願いたいと思いますけれども。

○議長（品川義則君）

平野財政課長。

○財政課長（平野裕志君）

今お尋ねいただいたのは、一定の経費のルール、要するに、例えば26ページでいくと、積立金以外の部分が全て経費になるのか、そうではないのかということですかね。

そういうことでしたら、全てが経費とはみなされません。まず、経費とみなされるのは、

募集に要する経費、要はサイトを利用する経費であったり広告であったり、募集をするための人件費であったりというものが募集に要する経費となります。その分が今回新しい制度でいうところの経費で言われているのが、募集に要する経費というものは寄附額の5割以下としなさいというふうな基準を設けられています。

26ページで挙げている数字の中でいうと、その経費に当たらないのはワンストップ特例の処理の経費、これはあくまでも税控除を受けるために必要な処理経費ですので、この分に関しては募集に要する経費には当たらない。ですので、済みません、仕分けはできていませんけれども、考え方としては、積立金以外の経費が全て募集に要する経費、要するに5割ラインを納めないといけない経費とはならない。それから除外して考えていいような経費がございます。それが、今申し上げたワンストップ特例申請に係るようなものは除外をされていきます。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○7番（久保山義明君）

であれば、今回の資料に出されている分で、ふるさと応援寄附金の積立金、これをのけた数字を割った場合には62%になるわけですね。そしてこれは、委託料の全部、募集に係るあれには入らないんじゃないかなと思って、この委託料も外した分が、それでも52%ぐらいになるんですよ。現在、基山町の場合、いわゆる募集に要する経費、これが何%程度であるのかというのはもちろん算定はされてあると思うんですけども、その数字がわかりますか。

○議長（品川義則君）

平野財政課長。

○財政課長（平野裕志君）

今おっしゃられた率でいくと、算定はしていません。逆に、6月1日からこれをクリアできるように、今その見直し作業をやっていきます。事務的な話になりますけれども、結局この品物をこの金額で出すならば、経費も考えて、要は寄附金額の設定金額をどうすべきかというのを今、検証をやっていきます。例えば、同じものを出していくにしても、これまで寄附金額1万円設定のものを1万1,000円にしないといけないとか、今そういうふうな分析というか、準備作業を進めているところです。ですので、申しわけないです。今現在のこれまでのやり方の中で経費率をわかっているだろうと言われても、申しわけないですけど、そこは整

理せず、今それぞれの品目ごとにクリアする方法を検討しているところです。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

わかりやすくはっきり言うと、まずは還元率が3割、そして全体で2分の1というルール、2つの、法律ではその3割の話しか出てこないんですけれども、それに経費を入れて2分の1という話になるので、この2分の1を達成するためには3割を下回る可能性があるということですね。2分の1を達成するために、3割を2割8分にしたり、2割7分にする可能性はあるということで、まさに、今そこのところをきちんとしたルールにのっとなって、取り消されたらまずいので、取り消されない範囲でやっていると。その中に、いろいろな、どのサイトを使ったがより効率的かによってサイトの使い方も変わってくるということになりますので、まさに今それは事務的にやっておりますので、ちゃんとやりますので、御安心いただければというふうに思います。ただ、それによって寄附額への影響は出てくるだろうし、それはうちだけではなくて全国の全ての自治体がそれをやっていますので、6月以降どうなるかというのは、これからのことだということになります。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○7番（久保山義明君）

そこあたりが恐らく全国の自治体、今、右往左往しているところかもしれません。そういった意味でも、基山町としてもきちんと対応いただくようお願いしたいのと、議案第16号でありましたように、私も地場産品の定義が全くわからないであります。これは総務省の担当者がかわれば、この地場産品の定義が変わる可能性もあるわけですよ。そのあたりも含めて、今回は除外された部分もあるかもしれませんが、常に新しい情報を仕入れていただいて、そして常に対応していただきますよう、要望として申し述べておきます。よろしくをお願いします。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

4款1項1目。大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

先ほどは失礼しました。歳出の中で唯一ここに、ふるさと応援寄附金の3,500万円プラスのところと、ここが不妊治療助成費ということで45万5,000円出ていますけど、これの説明をいただけませんか。

○議長（品川義則君）

中牟田健康増進課長。

○健康増進課長（中牟田文明君）

不妊治療に対して町のほうで助成をしております。不妊治療の助成というのは、全体の医療費に対して県の補助等を引きながら、それに対して7割について町のほうで助成をするということになっておりますけれども、3月の下旬に3名の方が助成の申請をされました。その分についての助成ということで、今回専決のほうをお願いしているところでございます。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

急にそういうことが3月議会後に申請されたということで、今回の臨時議会で補正予算の中に入れられたと思うんですけど、もしこの臨時議会がなかったらこういう項目はどういうふう処理されるんでしょうか。

○議長（品川義則君）

これが専決処分ですから、専決処分しているんですから。

平野財政課長。

○財政課長（平野裕志君）

これは担当課のほうから相談があって、もしこの3月末の専決処分での補正予算がなければ、恐らく予備費対応をさせていただいていたと思います。

○議長（品川義則君）

よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、次、10款1項2目。河野議員。

○8番（河野保久君）

ここでしか聞くとところがないので、久しく育英資金の実態を聞いていないので、今育成資金がどのぐらいになって、利用者がどのぐらいいるのかだけ、ちょっと概要を説明していただけますか。

○議長（品川義則君）

井上教育学習課長。

○教育学習課長（井上克哉君）

平成30年度で育英資金、寄附者のほうが、今回専決処分をしていただいた方を含めて寄附のほうが5件あっております。合計で27万6,000円、寄附のほうをいただいております。

平成30年度の育英資金を借りてある方については、大学生で5名、それから高校生で1名ということになっております。

○議長（品川義則君）

よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

10款4項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

13款2項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

14款1項1目。予備費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、承認第3号に対する質疑を終結します。

次に、承認第3号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、討論を終結します。

承認第3号を採決します。

本案を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（品川義則君）

全員起立と認めます。よって、承認第3号は承認と決しました。

以上で第1回臨時会に付議された事件は全て議了しました。

以上をもちまして令和元年第1回基山町議会臨時会を閉会します。

～午前11時42分 閉会～

基山町議会会議規則第127条の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

基山町議会臨時議長 大 山 勝 代

基山町議会議長 品 川 義 則

基山町議会副議長 久保山 義 明

基山町議会議員 中 村 絵 理

基山町議会議員 天 本 勉